

議案等の反対討論要旨 (2009/07/06)

私は、日本共産党として、提案されました議案の13件に賛成し、反対する6件の内の主なものについてと、請願・陳情の委員会審査結果に反対するものの内の主なものについて、その反対理由を述べ討論いたします。

まず、議案第54号「平成21年鹿児島県一般会見補正予算」、並びに議案第60号と専第1号「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」について一括して、反対理由を申し述べます。

今回の補正、並びに県税条例の一部改正は、国の「経済危機対策」に基づく補正予算に対応した公共事業や各種交付金・補助金を活用した事業、並びに減税などの内容です。

反対する理由の第1は、この補正の中に、土木費、港湾建設費に重要港湾改修事業として、人工島、マリポート鹿児島島の廃棄物処理護岸整備の経費2500万円が計上されている点です。わが党は、県民にとって無駄づかいであると思えない人工島の建設が続けられることによって、これから、さらに莫大な事業費が無駄に費やされていくことに対して、きっぱりと反対を貫くものであります。

反対する理由の第2は、教育費、4目教育指導費に学力調査活用等アクションプラン推進事業として800万円が計上されている点です。

これは、全国学力・学習状況調査等で明らかとなった地域課題について、県教委と市町村教委、学校等が連携しながら学校の教育活動等の改善に取り組む実践研究を実施し、その成果を改善モデルとして県内全域への普及を図る経費として、今年度、伊仙町と喜界町で実施されるものであります。

ここで実践研究の対象とされる地域課題というのは、昨年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果から、導き出された課題であり、これを1年かけて実践研究し、その成果が形となって、県内各地に普及するのは、実際のテストからは2年も経過した後ということになります。傾向としての課題に対しての実践研究だというのは、本県では、2003年から「基礎・基本」定着度調査を独自に行い、中学生向けの鹿児島ベーシックや小学生向けの鹿児島チャレンジも作成されています。

そもそも、全国学力テスト自体が、07年の開始時から、数十億円もの多額の国費をかけて、毎年実施する必要があるのか、抽出調査で十分ではないか、過度な競争を招きかねないと異論があったものです。朝日新聞による、都道府県と政令市の教育委員会へのアンケートでも、65の教育委員会のうち、小6、中3の全員に毎年実施する調査を今後も長く続けるべきだと考える教育委員会は32%にとどまることが報じられておりました。抽出に変えたり、数年に1回に変えたり、期間を限定したりして見直すべきだとする教育委員会が29%、

残りの教育委員会は考えを示しませんでした。国の教育政策について教育委員会が実名で答えるアンケートで、ここまで賛成意見が少ないのは異例だとも述べられています。

子どもたちの学力向上のためには、講じられるべきは、忙しくて十分な教材研究もできない教員の定員増や少人数学級の実施などの教育環境の整備です。

第3に、県税の減税の中に長期譲渡所得に係わる土地等の特別控除の創設や上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率の3年延長など大資産家優遇の内容である点です。

今回の国の「経済危機対策」は、環境対応車への買い換えや省エネ製品の普及支援策という消費者への助成という体裁はとってはいますが、外需依存で業績が悪化している自動車業界、電気業界への支援策です。

また、生活保護世帯の子どもの家庭内学習のための費用や介護職員の待遇改善のための経費や不妊治療の助成の拡充など、医療・介護・障害者への支援策も、待たれていたものではありません。それぞれの事業は歓迎するものですが、制度の根本的見直しには手をつけず、期限を切った一時的な取り繕いにすぎないのが現状であります。

問題は、巨額の借金のツケを消費税の大増税によって国民に回そうとしていることであり、このことは断じて容認できないことも申し述べておきます。

以上の理由から、これらの議案には賛成できないものであります。

次に議案第70号「鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。これは、県立鹿児島西高校と県立甲陵高校を統廃合して、甲陵高校の敷地に新しく県立明桜館高校を設置するという議案であります。

本県教育委員会は、「かごしま活力ある高校づくり計画」の中で、高校の適正規模を1学年4学級から8学級としていますが、これには、法的根拠はなく、県教委が独自に定めているものです。3年後に廃校が予定されている鹿児島西高校は現在、1学年4学級です。甲陵高校は開校当初は11学級あったものですが、それが現在2学級。開校当初から、交通アクセスの悪さが課題であり、応募生徒が減少し続けた大きな原因の一つであると思われませんが、その甲陵高校敷地に新しい明桜館高校を設置しようというものです。

対照的に、鹿児島西高校は、交通の利便性がよく、公共の福祉施設も近隣にあります。今、武岡台養護学校の高等部の過密化が大きな問題となっていますが、全国では少しずつ高校に併設した特別支援学校の分教室が生まれています。他に、高校の特別支援学級の設置や、高校における少人数学級の可能性もさぐることができず、存続を前提に考えれば、鹿児島西高校の存在価値はどれだけでも広がると思われます。

中学校の卒業生は確かに減っておりますが、それをすぐに高校の統廃合に結びつけるのではなく、それぞれの学校の特色を生かした存続の道をもっと追求すべきであります。

以上の理由から、本議案には賛成できません。

次に請願・陳情の審査結果についてであります。

まず、陳情第1023号「中小業者婦人・家族従業者の人権保障のため『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書について、委員会審査結果では、不採択であります。これは、採択すべきであることを主張いたします。

所得税法第56条には、「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」とされており、家族従業者の働き分は必要経費として認められておりません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円です。配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業員は、わずか50万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立できず、家業を手伝いたくても手伝わないことが、後継者不足に拍車をかけています。保育園に入れる時に、母親の所得証明がなくて入園が困難、交通事故の死亡でも、所得が86万円というように低く査定される、補償日額で見ても専業主婦なら5700円、家族従業者だったら2300円。下請け業者の工賃や小売業者のマージンが低く抑えられるという問題など、この56条によって、中小業者と家族従業者にとって不利な実態が生まれています。

この56条は、戦後まもない1950年に規定されており、女性の地位を認めない明治時代の名残であり、現在の個人単位に課税するという税の原則からも、また、一人ひとりを独立した人格を持つ人として尊重するという人権意識からいっても、今日の実態に合わないものになっています。たとえ同一生計といえども、労働力を提供すればその対価を支払うのは当然のことです。

また、青色申告では自家労賃も必要経費として認められているということですが、青色を選ぶか、白色を選ぶかという選択は、納税者の任意の判断であり、国税庁が強制するものではありません。

高知県議会をはじめ、全国68自治体で意見書が上げられています。本県でも、中小業者の事業継承、後継者育成のためにも、本陳情は採択し、国に対して意見書を提出すべきであります。

次に、請願第4007号「私学への助成について」第1項が継続、第2項、第3項が不採択ですが、これはいずれも採択すべきであることを主張いたします。

地域経済が底が見えない中で、より一層格差の拡大、貧困の拡大がすすんでいます。特に親の経済状況が子ども達に影響を及ぼすような貧困の連鎖が生じています。今こそ、地方自治体が、憲法25条に規定された生存権を保障し、地方自治法第1条の2に規定された住民の福祉の向上のために、貧困が広がる中での県民の支援と、子ども達への貧困の連鎖を断ち切るという役割を果たすときです。

特に、私立高校においては、公立高校と比較して、大変授業料が高くなっており、授業料の滞納世帯の増加や経済的理由で退学を余儀なくされる事態が発生しています。本県における高校生一人当たりの学校教育費は、県私学協会の資料によると2007年度の統計で、公立高校130万3000円に対して、私立高校は30万3000円と4倍以上の差があります。この差は、父母が負担する授業料に反映されており、公立高校に比べると私立高校は、平均して3倍以上の授業料となっています。しかしながら、本県の私立高校の授業料・入学金の減免は、公立高校の金額と同じ金額となっており、その役割を果たしておりません。また、その対象についても所得要件が、住民税非課税世帯と均等割世帯のみとなっており、今、経済危機、雇用危機が進行している中で、所得要件の緩和を進めるべきであります。

国においては、6月初旬に成立した補正予算で、平成21年度高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の交付を決定しました。これは、各県が行う「経済的理由により修学困難な高等学校等の生徒に係わる私立高等学校等への授業料減免補助」などへの支援を目的としています。

内容は、第1に、各県が授業料助成について、新たに所得基準を緩和したり、減免単価を引き上げるなどの改善を行った場合、その税源の2分の1を国が持つとしています。

第2には、減免の対象を授業料だけでなく、「施設設備費」や「教育振興費」といった名目で徴収されている「実質的に授業料と同等と見なすことができる納付金」に広げています。

第3に、国が減免対象とする所得の上限を新たに平成20年国民生活基礎調査の「児童のいる世帯の所得金額の中央値」609万円としました。従来は、家計急変と生活保護世帯に限定していた国の減免助成の対象を大きく広げ、給与収入であれば年収800万円くらいまでを対象にします。

子どもたちの学ぶ権利を保障するために、県議会として本陳情は直ちに採択し、県が国に呼応し、直ちに基金を設置し、対応をはかることを求めるべきであります。

最後に、陳情第5041号「生活保護の『母子加算』復活を要求する国への意見書を要求する陳情書」について、委員会審査結果では不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

この4月から、生活保護の母子加算が全面的に廃止されました。

母子加算は、1949年に創設されましたが、その後、1980年の中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間とりまとめでも、「母子については、配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補填、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要となる。」と確認され、継続されてきたものです。

母子加算廃止の根拠とされた「一般母子世帯の消費水準と比較して高い」というデータは、サンプル数がわずか32であることが国会で明らかになり、その根拠はくずれています。仮に生活保護費の方が高かったとしても、憲法25条の最低生活保障の具体化である生活保護費以下で暮らしている世帯が生活保護を受給できていないことは、行政の怠慢をあらわしていることとなります。

また、政府が、母子加算廃止の「代替措置」としている就労支援策について、収入が3万円以下になると5千円に減額されるもので、不況で解雇が広がり、収入の道が絶たれ行政の助けがもっとも必要なときに、矛盾した結果になっています。

母子加算の廃止は、母子家庭の子どもの就学の機会を奪い、貧困の連鎖を拡大しており、母子加算の復活こそ必要であります。

よって、本陳情は、採択し、国へ母子加算復活を求める意見書を提出すべきであります。

以上で反対討論を終わります。